令 和 ８ 年 度

山 梨 県 公 共 事 業 評 価

意　　見　　書

令和８年１１月１２日

山梨県公共事業評価委員会

目　　次

はじめに　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

１ 事前評価について
　１－１　事前評価の総括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
　１－２　個別事業に対する意見（５事業）・・・・・・・・・・・・・・・ P2
　１－３　報告として取り扱った事業（５２事業）・・・・・・・・・・・・ P4

２ 再評価について
　２－１　再評価の総括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
　２－２　個別事業に対する意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
　　（１）計画内容を見直し、工期の変更を行った上で
　　　継続することが妥当と判断した事業（１０事業）・・・・・・ P5
　　（２）工期の変更を行った上で
　　　継続することが妥当と判断した事業（１事業）・・・・・・・ P10
　　（３）事業費の変更を行った上で
　　　継続することが妥当と判断した事業（１事業）・・・・・・・ P11
　　（４）報告として取り扱った事業（１４事業）・・・・・・・・・・・ P11

３ 審議経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

４ 令和８年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・ P13

（注）本意見書における略称の意味は次のとおりである。

- （一）：一般県道
- （主）：主要地方道
- （都）：都市計画道路

はじめに

公共事業による社会資本整備は、自然災害から県民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを支えるとともに、地域間の交流や産業活動を促進し、地域の持続的な発展を支える重要な基盤である。

本年は、６月２６日に山梨県東部・富士五湖を震源とする地震が発生し、富士河口湖町で震度６弱を観測したほか、７月２８日には、熊本県内で最大震度７を観測した令和８年熊本地震が発生するなど、大規模な地震災害への備えの重要性が改めて認識された年であった。

また、近年、台風や集中豪雨が激甚化・頻発化し、全国各地で河川の氾濫、土砂災害、道路の寸断等が発生している。このような自然災害から県民の生命と財産を守り、災害発生時においても地域の暮らしや社会経済活動を維持するため、地震対策に加え、水害や土砂災害への対策を含めた総合的な防災・減災対策を着実に進めていく必要性が一層高まっている。

山梨県では、「ふるさと強靭化」のもと、災害に強い施設整備や老朽化対策を推進するとともに、「『開の国』づくり」として、リニア中央新幹線の開業を見据えた広域交通ネットワークの整備を進めている。また、令和５年には「人口減少危機突破宣言」を発出しており、人口減少という構造的課題に対し、社会資本整備を含めた総合的な対応が求められている。

一方、社会資本整備を取り巻く環境は、労務費や建設資材費の上昇、施設の老朽化、人口減少や担い手不足などにより、厳しさを増している。このため、事業の実施に当たっては、社会経済情勢や地域の実情を的確に捉え、事業の必要性や優先度を十分に検証するとともに、限られた財源を効果的かつ効率的に活用することが求められる。

こうした状況の中、公共事業評価委員会は、県の公共事業に対して第三者的かつ専門的な立場から意見を述べる機関として、事業の妥当性、進捗状況、整備効果等を多角的に検証し、公共事業の客観性、透明性及び効率性の確保に重要な役割を果たしている。

令和８年度は、対象事業の審議を行い、事前評価５事業、再評価１２事業の計１７事業について、次のとおり意見を取りまとめたので具申する。

今後の社会資本整備に当たっては、本委員会の意見を十分に尊重し、県民の理解と信頼を得ながら、より効果的・効率的な事業執行に努められたい。

１　事前評価について

１－１　事前評価の総括

今年度の事前評価５事業は、いずれも交通機能の強化、災害リスクの低減や地域の安全・安心の確保、農業生産基盤の機能維持を目的としたものであり、事業の必要性は高いと判断される。

道路事業は、交差点改良により交通の円滑化と安全性の向上を図るものである。また、治水、地すべり対策及び治山の各事業は、過去の災害履歴や現地の状況から見ても、人家や道路等の保全に資する緊急性の高い事業である。さらに、水利施設整備事業は、老朽化した畑地かんがい施設の更新により、農業用水の安定供給と施設の長寿命化を図るものであり、果樹産地の維持・発展への効果が期待される。

委員会としては、これらの事業が交通機能の強化、災害に強い県土づくり及び持続可能な地域産業の確保に資するものであると評価し、早期の着手と着実な推進を求めるものである。

事業に対する意見は次のとおりである。

１－２　個別事業に対する意見

① 道路事業　国道３５８号（万才橋東交差点外）（甲府市）

この事業は、国道３５８号の万才橋東交差点外において、市街地へのアクセスの向上を目的に、道路を整備するものである。

当該国道は、甲府市街地と富士北麓地域を結ぶ主要な幹線道路であり、第一次緊急輸送道路に指定されているほか、リニア中央新幹線開業後には、リニア山梨県駅（仮称）へのアクセス道路として重要な役割を担う路線である。当該区間は、道路幅員は確保されているものの、右折レーンがなく、直進車と右折車が混在するため、朝夕の通勤時間帯を中心に著しい渋滞が発生している。

本事業の実施により、主要渋滞箇所の解消や甲府市街地及びリニア山梨県駅（仮称）へのアクセス向上に加え、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

② 治水事業　貢川（甲斐市）

この事業は、甲斐市大下条地内を流下する一級河川貢川において、洪水被害の防止を目的に、河川改修を実施するものである。

当該河川では、平成１２年９月の洪水、平成１４年７月及び令和６年８月の豪雨により水位が上昇し、浸水被害が発生している。特に、貢川橋から勧進橋までの区間は、河川の流下能力が不足しており、洪水時には氾濫による被害が懸念されることから、早急に流下能力の向上を図る必要がある。

本事業の実施により、洪水被害の防止に加え、ＪＲ中央線及び国道５２号への被害の波及防止が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

③ 地すべり対策事業　藤尾の２（上野原市）

この事業は、上野原市西原に位置する藤尾地区において、地すべり被害の防止を目的に、地すべり防止施設を整備するものである。

当該地区は、地すべり防止区域に指定されており、保全対象として人家や市道があることから、台風や豪雨により地すべりが発生した場合には、甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

本事業の実施により、地すべり被害の防止が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④ 治山事業　近ヶ坂（大月市）

この事業は、大月市初狩町中初狩地内の一級河川宮川支流に位置する渓流において、土石流被害の防止を目的に、治山施設を整備するものである。

当該渓流では、連年の豪雨の影響により渓岸侵食が進行し、渓流内に流出する可能性のある土砂が堆積している。また、保全対象として人家及び県道大幡初狩線があることから、豪雨により土砂が流出した場合には、甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

本事業の実施により、土石流被害の防止が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑤ 水利施設整備事業　笛吹川（山梨市ほか４市１町）

この事業は、笛吹川の両岸に広がる山梨市、笛吹市、甲州市、甲府市、中央市及び市川三郷町の果樹地帯において、農業用水の安定供給を目的に、老朽化した畑地かんがい施設を更新するものである。

当該施設は、昭和４０年代から国営及び県営事業により整備された基幹的な農業水利施設であるが、整備後３０年以上が経過し、県営造成施設のポンプ設備や減圧弁等の老朽化が進行している。このままでは農業用水の安定供給に支障を来すおそれがあることから、早急な対策により、施設の機能を確保する必要がある。

本事業の実施により、農業用水の安定供給と施設の長寿命化が図られ、果樹生産の維持・強化や農業経営の安定化が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

１－３　報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の事業を含む計５２事業である。

① 林道事業　上石合山１号支線（南部町）
② 農地整備事業　明野浅尾（北杜市）
③ 道路事業　（主）甲府中央右左口線（万才橋西交差点）

２　再評価について

２－１　再評価の総括

今年度の再評価１２事業は、施工条件の見直しや用地取得、関係者調整、設計変更等により、事業費の増減や工期の延伸が生じたものである。

委員会では、各事業の見直し内容を慎重に検討し、事業目的の妥当性、地域への効果、公益性の観点から総合的に評価を行った。その結果、いずれの事業も、営農環境の改善、地域の活性化、災害対応力の強化、都市交通の円滑化など、地域の持続的な発展に資するものであり、見直し案に基づく継続は妥当と判断した。

委員会としては、今後の事業推進にあたって、時間管理の徹底と、見直し案に沿った着実な整備を強く求めるものである。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

２－２　個別事業に対する意見

（１）計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 農地整備事業　一宮南部（笛吹市）

この事業は、果樹栽培を中心に営んでいる笛吹市一宮町南部において、営農環境の改善や農業経営の強化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、区画整理の機運が高まった周辺区域の追加や生産性の向上を図るための区画形状の見直し、農道の通行時の安全確保を図るための土留構造物の設置等による事業費の増額と、区画整理における換地計画の合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、営農環境の改善や農業経営の安定化が期待されることに加え、すでに換地計画の合意が得られていることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり

令和１１年度の完成に努められたい。

② 農地整備事業　みさか桃源の郷（笛吹市）

この事業は、果樹栽培を中心に営んでいる笛吹市御坂町において、営農環境の改善や農業経営の強化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、支持地盤が想定より深い位置にあることが判明したことに伴う橋台杭基礎の追加や、軟弱地盤への対応に伴う路床安定処理工の追加等による事業費の増額と、区画整理における換地計画の合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、営農環境の改善や農業経営の安定化が期待されることに加え、すでに換地計画の合意が得られていることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１２年度の完成に努められたい。

③ 道路事業　（主）韮崎南アルプス富士川線（小笠原橋）
（南アルプス市）

この事業は、南アルプス市小笠原地内の主要地方道韮崎南アルプス富士川線において、災害に強い道路の確保を目的に、道路改良及び老朽化が進行している小笠原橋の架け替えを実施するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、補償対象となる沿線建物に半地下構造が多数確認されたことに伴う用地補償費の増加や、河川の通水断面を確保するための河川条件工事及び電線共同溝の追加等による事業費の増額と、用地取得に日数を要したことや、これらの工事を追加したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、災害に強い道路の確保に加え、小笠原橋北詰交差点における交通の円滑化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１６年度の完成に努められたい。

④ 道路事業　（主）富士川身延線（井出Ⅱ期工区）（南部町）

この事業は、南部町井出地内の主要地方道富士川身延線において、災害に強い道路の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、軟弱地盤であることや地形が想定より急峻であることに伴う路側構造物等の工法変更、電線類の地中化等による事業費の増額と、これらの工法変更に伴う施工日数の増加による事業期間の延伸である。

本事業の完成により、災害に強い道路の確保に加え、国道５２号の機能を補完する役割が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１８年度の完成に努められたい。

⑤ 急傾斜地崩壊対策事業　七里岩（韮崎市）

この事業は、韮崎市水神、富士見ヶ丘、本町及び中央町地内に位置する急傾斜地において、崖崩れ被害の防止を目的に、急傾斜地崩壊防止施設を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、斜面を直接補強する工法へ対策内容を変更したことによる事業費の増額と、計画区間のほぼ全域における無地番地の処理に時間を要したことや、工法変更に伴う施工日数が増加することによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、崖崩れ被害の防止が図られ、市街地を形成する人家や事業所等の安全性の向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１４年度の完成に努められたい。

⑥ 中山間地域整備事業　都留西部（都留市）

この事業は、水稲や野菜等の栽培を中心に営んでいる都留市西部の中山間地域において、営農環境の改善や地域の活性化を目的に、区画整理や用排水路等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、災害時等における安定的な用水の確保を図るための営農飲雑用水施設の整備内容の見直し、区画の大規模化に伴う切土・盛土量の増加、鳥獣被害の広域化への対応等による事業費の増額と、営農飲雑用水施設の整備内容に係る関係者との調整に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、営農環境の改善や地域の活性化が期待されることに加え、すでに営農飲雑用水施設の整備内容に係る関係者との調整が整っていることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１６年度の完成に努められたい。

⑦ 道路事業　（主）甲府中央右左口線（メイン通り２号線）（甲府市）

この事業は、甲府市大津町地内の主要地方道甲府中央右左口線において、リニア山梨県駅（仮称）や甲府中央スマートインターチェンジ（仮称）等へのアクセス向上を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、盛土部において軟弱地盤が確認されたことに伴う地盤改良工の追加による事業費の増額と、隣接する他機関の事業との設計・施工協議及び埋蔵文化財発掘調査に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、リニア山梨県駅（仮称）、甲府中央スマートインターチェンジ（仮称）及び新山梨環状道路を結ぶ道路ネットワークが強化され、これらの拠点機能へのアクセス向上や交通の円滑化、歩行者及び自転車の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１２年度の完成に努められたい。

⑧ 道路事業　（一）青木ヶ原船津線（（仮称）足和田トンネル）
（富士河口湖町）

この事業は、富士河口湖町長浜から勝山地内の一般県道青木ヶ原船津線において、地域間のアクセス向上を目的に、トンネルを主体としたバイパス道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、トンネルに近接する交差点の右折レーンの設置範囲が坑口に及ぶことに伴うトンネル断面の拡幅、残土処分先の変更に伴う運搬距離の増加、両坑口部で切羽安定のための補助工法の追加による事業費の増額と、用地交渉に時間を要したことや、排水処理等の施工条件を踏まえてトンネル掘削工事を片坑口からの施工に変更したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、富士河口湖町の市街地と河口湖西岸とのアクセス向上に加え、生活・観光道路及び国道１３９号の代替路としての機能強化や、富士山噴火等の大規模災害時における避難・救援機能の向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１６年度の完成に努められたい。

⑨ 道路事業　（一）中下条甲府線（長松寺橋）（甲府市）

この事業は、甲府市下飯田から飯田地内の一般県道中下条甲府線において、災害に強い道路の確保を目的に、道路改良及び老朽化が進行している長松寺橋の架け替えを実施するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、関係機関との協議の結果に基づく護岸の復旧範囲や仮橋撤去時の施工方法の見直しによる事業費の増額と、用地取得及び支障物移設に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、災害に強い道路の確保に加え、歩行者及び自転車の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１２年度の完成に努められたい。

⑩ 街路事業　（都）大門桃林線ほか２路線（市川大門工区）
（市川三郷町）

この事業は、市川三郷町市川大門地内の都市計画道路大門桃林線ほか２路線において、地域間のアクセス向上を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、市川三郷町都市計画マスタープランの改定を踏まえた道路構造及び事業範囲の変更や、補償対象建物の増加及び補償工法の見直しによる事業費の増額と、用地取得及び建物移転による事業期間の延伸である。

本事業の完成により、地域間のアクセス向上に加え、歩行者及び自転車の安全性の確保や良好な景観の形成が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１９年度の完成に努められたい。

（２）工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 道路事業　国道３５８号（遠光寺北交差点）（甲府市）

この事業は、国道３５８号の遠光寺北交差点において、甲府市中心部やリニア山梨県駅（仮称）へのアクセス向上を目的に、交差点改良を実施するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用地取得及び支障物移設に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完成により、主要渋滞箇所の解消や甲府市中心部及びリニア山梨県駅（仮称）へのアクセス向上が期待され、すでに用地取得及び支障物移設は完了していることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１１年度の完成に努められたい。

（３）事業費の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 道路事業　国道１４０号（新山梨環状道路・東部区間Ⅱ期）（甲府市～笛吹市）

この事業は、甲府都市圏を取り囲む新山梨環状道路において、供用している東部区間を延伸し、生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上を目的に、甲府市落合町から笛吹市石和町までの道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、労務費及び建設資材費の高騰に加え、関係機関との協議による橋梁構造の変更や地盤改良範囲の拡大による事業費の増額である。

本事業の完成により、道路ネットワークが強化され、甲府都市圏における交通の分散や周辺道路の渋滞緩和、リニア山梨県駅（仮称）と県内各地とのアクセス向上が期待されることに加え、すでに用地取得が完了していることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和１２年度の完成に努められたい。

（４）報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の事業を含む計１４事業である。

① 農地整備事業　初狩（大月市）
② 道路事業　国道４１１号（（仮）和戸アクセス）（甲府市）
③ 治水事業　新名庄川（忍野村）

３　審議経過

（１）第１回評価委員会
　　開催日：令和８年　６月１０日（水）
　　内　容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
　　　　事前評価事業の説明・審議（２事業）
　　　　再評価事業の説明・審議　（３事業）

（２）第２回評価委員会
　　開催日：令和８年　７月　８日（水）
　　内　容：事前評価事業の説明・審議（１事業）
　　　　再評価事業の説明・審議　（３事業）

（３）第３回評価委員会
　　開催日：令和８年　９月　２日（水）
　　内　容：現地視察　６箇所

（４）第４回評価委員会
　　開催日：令和８年　９月３０日（水）
　　内　容：事前評価事業の説明・審議（２事業）
　　　　再評価事業の説明・審議　（７事業）

（５）第５回評価委員会
　　開催日：令和８年１０月１５日（木）
　　内　容：意見書のとりまとめ

４　令和８年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	斉藤（さいとう）　成彦（しげひこ）	山梨大学大学院　教授
副委員長	宮川（みやがわ）　雅至（まさし）	山梨大学大学院　准教授
委　員	有賀（あるが）　一広（かずひろ）	宇都宮大学　教授
同	内川（うちかわ）　義行（よしゆき）	信州大学　准教授
同	辻（つじ）　千鶴（ちづる）	マルサマルシェ合同会社　代表
同	堤（つつみ）　大三（だいぞう）	信州大学　教授
同	三澤（みさわ）　恭子（きょうこ）	ＦＰオフィス　ライフエイド　代表
同	馬籠（まごめ）　純（じゅん）	山梨大学大学院　准教授
同	八重樫（やえがし）　咲子（さきこ）	山梨大学大学院　准教授
同	渡辺（わたなべ）　たま緒（お）	（公財）山梨総合研究所　主任研究員

（敬称略：委員は五十音順、役職は令和８年１１月現在）